



任意加入被保険者

国民年金では、年金を受給するために必要な被保険者期間が足りない場合、国民年金に任意加入することができるという聞きまし
た。具体的にはどのような制度なのでしょう
うか。



65歳から老齢基礎年金を受給するためには、25年以上の被保険者期間

(受給資格期間)が必要となります。国民年金の制度では20歳から60歳までの40年間が強制加入期間となっていますが、60歳の時点で被保険者期間が25年に満たない人や40年加入していないために満額の年金が受給できない人、また海外に長期間居住している人等に

は、一定の要件のもとに国民年金に任意加入できる制度があります。

任意加入被保険者

次のいずれかに該当する人は、任意加入被保険者となることができます。加入手続は住所地の市区町村役場で行います。

- ① 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の人であって被用者年金各法の老齢給付等を受けることができる人
 - ② 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
 - ③ 日本国籍を有する人であって、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の人
- 上記①ではより年金額を増やしたい人、②では60歳までに25年の受給資格



期間が満たせなかった人や満額の年金を受給することができない人、③では日本国籍を持ち長期間海外に居住する人を対象に、任意加入被保険者の制度が設けられています。

上記①②に該当する人が任意加入の申し出を行うときは、口座振替を希望する旨または口座振替納付によらない正当な事由がある旨の申出を年金事務所（日本年金機構）に対してしなければなりません。

任意加入被保険者の特例

65歳の時点でも被保険者期間が足りず、老齢基礎年金を受給することができない人については、年金受給権を確保するために65歳から70歳に達するまでの間、国民年金に任意加入できる制度が設けられています。

次のいずれかに該当する人で、昭和40年4月1日以前生まれの人は、任意加入被保険者となることができます。加入手続は住所地の市区町村役場で行います。

- ① 日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の人
- ② 日本国籍を有する人であって、日本国内に住所を有しない65歳以上70歳未満の人

資格取得の申出

任意加入被保険者にかかる資格取得の申出は、任意加入しようとする人自らが、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することによって行います。

- ① 氏名、性別、生年月日および住所
- ② 国民年金手帳を所持し、かつ国民年金手帳に記載されている氏名に変更がある人にあつては変更前の氏名
- ③ 国民年金法附則5条、平成6年改正法附則11条、平成16年改正法附則23条の規定のうちその人が該当するもの
- ④ 国民年金手帳の交付を受けた人または基礎年金番号の通知書の交付を受けた人は基礎年金番号
- ⑤ 日本国内に住所を有しない人にあつては本籍地都道府県名
- ⑥ 日本国内に住所を有しない人であつて厚生労働大臣が定める人にあつては日本国内における最後の住所
- ⑦ 被保険者であった期間または公的年金制度の加入期間を有する人または次に掲げる人にあつては、その旨
 - ア 合算対象期間を有する人
 - イ 旧共済組合の組合員であった期間を有する人

添付書類

任意加入の申出書には次に掲げる書類を添付しなければなりません。

- ① 国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
- ② 日本国内に住所を有しない人にあつては、氏名、性別、生年月日および本籍地都道府県名を明らかにすることができる書類
- ③ 共済組合の組合員または私学教職員共済制度の加入員であった期間を有する人にあつては、存続組合または指定基金または日本私立学校振興・共済事業団によりその期間を明らかにした書類
- ④ 合算対象期間を有する人にあつては、その期間を明らかにすることができる書類
- ⑤ 旧共済組合の組合員であった期間を有する人にあつては、その期間を明らかにすることができる書類

社
險
手
引
一
〇



二
七
八
ノ
九

任意加入被保険者の資格喪失

任意加入被保険者の資格は、次のいずれかに該当した場合に喪失することとなります。

- ① 死亡した日（その翌日）
- ② 65歳に達した日（特例による任意加入被保険者の場合は70歳に達した日）
- ③ 厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員または加入者となった日
- ④ 本人の希望により資格喪失の申出をした日
- ⑤ 督促状の指定期日までに保険料を納めないとき（その翌日）
- ⑥ 保険料納付済期間が480月に達したとき（その翌月の1日）〔強制喪失〕

資格喪失の申出

任意加入被保険者の資格喪失の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書に、国民年金手帳を添えて、住所地の市区町村役場に提出することによって行います。

- ① 氏名および住所
- ② 基礎年金番号

任意加入被保険者の資格の強制喪失

従来任意加入の制度では、被保険者

が65歳になるまでは、本人の申出がなければ被保険者の資格を喪失しないことになっています。そのため、60歳から任意加入することにより、保険料納付済月数等が満額の老齢基礎年金が受けられる480月を超えることになった場合でも、本人からの申出がなければ任意加入被保険者としての被保険者資格は継続することになり、480月を超えて保険料が納付されることがあります。

従来は国民年金制度では、480月を超えて保険料を納付しても、納付された保険料を還付する仕組みや、超過分の保険料を満額の老齢基礎年金を超えて給付に反映させる仕組みになっていないため、この保険料は過払となってしまいます。

平成17年4月から、このように480月を超えて保険料が納付されることを防止するために、任意加入被保険者については、保険料納付済月数等が満額の

老齢基礎年金が受けられる480月に達した時点で、強制的に任意加入被保険者の資格を喪失することとなりました。

仮に480月を超えて保険料が納付された場合でも、その超過分の保険料は本人に還付されることとなりました。

具体的には、保険料納付済み期間が480月に達した場合は、その翌月の1日（以下「保険料納付満了年月日」といいます。）に任意加入被保険者の資格を喪失することとされ、その被保険者に対して「国民年金被保険者資格喪失通知書」（国民年金についてのお知らせ）が送付されます。

また、任意加入被保険者または任意加入被保険者であった人から老齢基礎年金等の裁定請求があったときは、保険料納付満了年月日をこえて保険料の納付がないかどうかの確認が行われ、保険料納付満了年月日をこえて保険料の納付があったときは資格喪失日を保険料納付満了年月日に訂正し、資格喪失日以後の期間にかかる納付済み保険料の還付手続を行います。

（参考となる法令など）

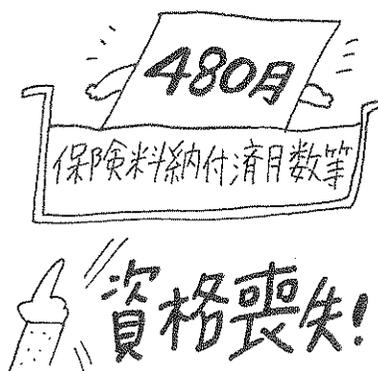
国年法109条の4、附則5条

国年則2条、6条

平6法95附則11条

平16法104附則22条、23条

平17・3・29庁保発0329004





国民年金基金の加入資格

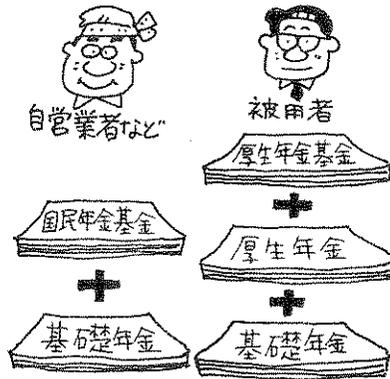
先日、友人より、私のような自営業者世帯にも基礎年金の上乗せができる国民年金基金が設立されたと聞きました。この国民年金基金に加入するには、どのような資格が必要でしょうか。また、どのような場合に加入できなくなるのでしょうか。



昭和60年の年金制度大改正によって、年金制度の体系が整理され、国民年金はすべての国民が加入する基礎的な年金制度に、被用者年金制度は、その上乗せの給付を行う制度に、それぞれ改正されました。

これによって、被用者世帯は2階建ての給付体系となり、自営業者の世帯は基礎年金のみで2階部分がない給付体系となりました。

乗せされた年金が支給されます。



国民年金基金制度

平成元年の年金制度改正で、第1号被保険者がゆとりのある老後を過ごすように、従来からの国民年金基金制度が改良されました。

基金に加入すると老齢基礎年金に上

国民年金基金の種類には2つあります。

① 地域型国民年金基金

同一の都道府県に住所のある100人以上の第1号被保険者から成ります。したがって、各都道府県に1つずつあります。

② 職能型国民年金基金

全国を通じた同種の事業または業務に従事する3000人以上の第1号被保険者で組織されます。それぞれの事業または業務について1つずつ設立されます。

国民年金基金の加入資格

次の要件にすべて該当する人に、国民年金基金に加入する資格があります。

- ① 第1号被保険者であること。
(日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している人についても第1号被保険者とみなします。)
- ② 国民年金の保険料を免除されていないこと。
- ③ 農業者年金基金の被保険者でないこと。
- ④ 地域型基金にあっては、その基金と同じ都道府県に住所を有すること。
- ⑤ 職能型基金にあっては、その基金と同種の事業または業務に従事すること。

ただし、同時に2つ以上の基金に加入することはできません。また、国民年金基金に加入すると、付加保険料を納付することはできなくなります。

加入OK

- ・第1号被保険者
- ・保険料を免除されていない
- ・農業者年金基金の被保険者でない
- ・地域型基金…基金と同じ都道府県に住所を有する
- ・職能型基金…同種の業務に従事

資格喪失・脱退届

国民年金基金の加入員が次のいずれかに該当するときには、加入員の資格を失います。

- ① 国民年金の被保険者資格を喪失したとき。
- ② 国民年金の第2号被保険者または第3号被保険者になったとき。
- ③ 地域型基金の加入員がその基金の都道府県内に住所を有しなくなったとき。
- ④ 職能型基金の加入員がその基金の事業または業務に従事するものではなくなったとき。
- ⑤ 国民年金の保険料の納付を免除されたとき。
- ⑥ 農業者年金基金の被保険者となったとき。
- ⑦ 加入していた基金が解散したとき。

社
險
手
引
二
五

九
〇
ノ
一
七

年金給付 通 則

これ以外の事由によって任意に脱退することはできません。

加入員の資格を喪失した場合、脱退一時金は出ませんが、老齢基礎年金の受給権を取得したときに掛金を納めていた期間にみあう年金が将来支給されることとなっています。

(参考となる法令など)

国年法127条、附則5条1項・12項

国年基金則7条、8条

(障害厚生年金・障害手当金)



障害厚生年金・障害手当金を受ける条件

適用事業所に勤務している社員が、病気やケガによって障害者となったときは、障害厚生年金または障害手当金が支給されるということですが、この給付を受けるには一定の条件が必要だと聞きます。その条件とは、どのようなものでしょうか。



社
險
手
引
一
一
八



障害厚生年金または障害手当金は、次に掲げる条件をすべて満たしているときに支給されます。

① 厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある病気・ケガで障害の

状態になったこと。

- ② 障害認定日において、障害の程度が一定の障害の状態にあること。
- ③ 一定の保険料納付要件を満たしていること。

では、それぞれについて簡単に説明しましょう。

被保険者

厚生年金保険では、適用事業所に使用される70歳未満の人が被保険者となることになっています。

この「使用される人」というのは、就労の事実があつて労務の対価として給料や賃金を受け取っている人のこと



一〇〇五

をいい、法律上の雇用契約があるかどうかは必ずしも関係ありません。

障害認定日

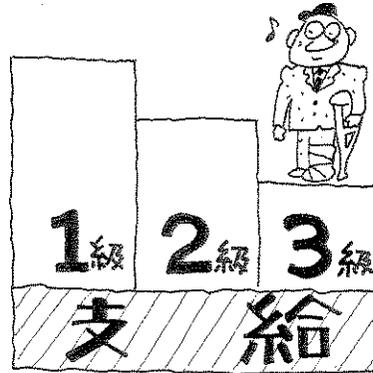
障害認定日とは、請求する傷病の初診日から1年6か月を経過した日か、あるいはその期間内に病気・ケガが治った日のことをいい、この時点で障害の程度を定めます。

なお、病気・ケガが治ったとは、後遺症または心身の器質的な欠損・変形があっても、医学的に病気・ケガが治癒したと認められるものをいいます。例えば、腕を切断した場合に、腕の欠損は回復していないが、切断した創面が治ったようなときをいいます。

障害厚生年金の給付

障害厚生年金は、障害の程度に応じた年金額が支給されることになっており、障害の状態によって1級、2級、3級と区分されています。したがって、障害厚生年金の支給を受けるためには、障害認定日において障害等級表(後掲参照)に定められた1級から3級の障害の状態であることが必要です。

また、1級・2級の障害厚生年金の支給を受けるときは、国民年金から同級の障害基礎年金が併せて支給されます。



障害手当金の給付

また、厚生年金保険に加入している間に障害の原因となった病気・ケガが初診日から起算して5年以内に治り、3級の障害よりやや軽い程度の障害が残ったときは、一時金として障害手当金が支給されます。ただし、障害厚生年金と同様、前述した③の要件を満たしていることが必要です。



一定の保険料納付要件

一定の保険料納付要件を満たしているとは、初診日の前日において障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることをいいます。

障害基礎年金の保険料納付要件とは、次のものをいいます。

- ① 初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上が保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間であること。
- ② 初診日が（65歳以上の者を除く）平成38年3月31日までにある傷病による障害については、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの国民年金の被保険者期間1年間に保険料納付済期間、保険料免除期間で満たされていること。

（参考となる法令など）

厚年法47条、55条

昭60法34附則64条、附則65条

厚年令別表1

国年令別表

平14・3・15序保発12